

なつておるわけでありすが、これを無料でやるということになつておるわけでありすが、実績によつてやるというのには——実績によつてやつても一冊でやらなければならぬでしょう。払込通知票ですか、普通関係があるのは、払込通知票は一枚一枚になつておるやつがあるけれども、この小切手帳は一枚一枚になつたやつはないでしょう。

○稲増政府委員 一冊通し番号1から50までなつております。

○森本委員 だかどつちにしてもこれを最低五十枚やらなければいかぬわね。

○稲増政府委員 さうでございます。

○森本委員 さうでございます。ということですが、一月五十枚以下の、そういうものをやつておる人の件数はどのくらいありますか。

○稲増政府委員 現在年間二万六千冊ほど出ております。

○森本委員 年間二万六千冊出ておるといふのは、これは全部で年間二万六千冊出ておるといふことですか。

○稲増政府委員 そのとおりであります。

○森本委員 いや、年間二万六千冊出ておつても、いままではその一冊四十何円の原価のやつを五十円でやつておつたわけですね。今度は請求があつたらだでやらなければいかぬわけですから、ただでやるについては、あまりに使用率が少ない人に一冊五十円のやつをやるのはもつたないでしよう、月に一冊一枚か二枚しか使わぬ人にやるのは、だからそれをあなたのほうは、先ほどの答弁では、現在までの実績によつてやるという答弁だったから、どういふ実績によつてやるか、こつちのことです。

○稲増政府委員 実績と申ししたのは、払込書、払込書についてでありまして、小切手のほうは、小切手口座を持つた方におきまして、小切手口座でありまして、なお交付する場合に口座加入者から誓約書のようなものをいただくとして、小切手帳が不要になつた場合には、残部は返していただくというふうな誓約書を、一冊交付する場合に現在もいたたいておられます。

○森本委員 残部を不要になつたら返すという誓約書をとつて、五十円金を取つておるわけですか。

○稲増政府委員 さうでございます。

○森本委員 現在、金を五十円持つてきたら絶対売らなければいかぬですよ、これは売りのものから。不要になつて返したら、その返したときに五十円のうち二十円が三十円払い戻すのですか。

○稲増政府委員 払い戻しするよなことはいたしておりません。交付いたしますときに、先ほど申し上げましたとおり残部があればお返ししますという条件のもとに売つておられますので、そのまゝ残部はこちらに返還があればいい切りでございます。

○森本委員 それは普通だれが聞いても、常識で考えてもおかしいじゃないかね。これは一冊五十円ではいま売つておるわけだね。だから売つた以上は向こうの人のものなんだ。余つたら返してもらうという誓約書を入れて、余りましたと言つて返してきたときは——五十枚だからちよつと一枚一円だろう。だから三十枚余りましたと言つて返してきたら三十円返すのがほんとうじゃないか。さうじゃないですか。

○稲増政府委員 売りましたときにさういふお約束済みで売つておられますので、理論から申せばさうに相なるかと思ひますが、現在のところは最初のお約束に従ひましてそのまま返していただいている、こつちのことでございます。

○森本委員 しかし、それだつたら法律の精神に反しますよ。それはたいへんな問題ですよ。現行料金として小切手用紙代は一冊につき五十円というところが法律において規定されておるわけだ。その規定されておる法律によつて五十円で買ったものを、余つたから戻すと言つてそれを戻した場合に、それをただで取るということとは法律違反です。これが法律においてきまつてなければ別ですよ。一冊について小切手用紙の料金は五十円といふことがちゃんと法律できまつておるんだ。だから五十円で買った以上はその人のものなんだ。それを残しが残つたらだで戻すというやり方があるかね。それは法律違反だ。

○稲増政府委員 そのお約束はわれわれと加入者との道義的な問題でございますので、法律論から言へば法律が優先いたしますことに相なつております。

○森本委員 ますますわからないようになってくるわけだね。いわゆる政令なんといふものは法律を受けてできるわけですから。法律においては一冊について五十円で売つた以上は向こうのものなんです。だから五十円で売つた以上は向こうのものなんです。それを戻してくれということであるとするならば、戻す場合には、ちよつと五十枚が五十円ですから、一枚が一円ですから、その分を戻すのが当然であります。法律がきまつておつて、道義的精神でその法律を破るというよりなやり方は、これはやみ米と一緒ですよ。法律を守らなければならぬところの官公庁がさういふことでは私は納得がいきかねるわけですが、それはどういふうまいになつていきますか。

○稲増政府委員 御承知のとおり、小切手口座を閉鎖いたしました場合等に余つてくるわけでありまして、われわれといたしましてはその小切手が他に利用されるというふうなことを心配いたしたもので、ただいまのような制度をとつておるわけでありまして。

○森本委員 それは何できまつておりますか、取り戻すというやつは。

○稲増政府委員 小切手帳は一冊五十枚であります。そのほつとんどを使い果たす五枚くらい前のところに小切手用紙受領証というものを印刷して挿入してございまして、その受領証の中に先ほど申し上げましたような趣旨のことを書いてありますので、それでいままでやつてまいつたわけでありまして。

○森本委員 それは法律上どういふ見解になりますか、法制局長官を呼んで聞いてみようか。法律で五十円で売却するということになつておるので、だから、売つてもらつたほうは自分のものなんだ。それを法律で返すということになつておれば別だけれども、さうでなしに、さういふことによつて返さなければならぬということにきめることがはたして妥当であるかどうか。それならたとへば郵便料金にしても書状が十円であるといふふうになつておる。ところが、郵便局の取り扱いによつてその十円を七円にする場合もあり得るということになつたら、法律で定めることは必要ない。

○稲増政府委員 もちろん、ただいま申し上げましたような誓約書は強制力は持つておりません。単なるこちら側のお願いと申しますか、加入者との合意の上のやり方でありまして、むしろわれわれのほうも乱用されることは困ります。と同時に乱用いたしまして、持つておる方もまた迷惑をこうむるというふうなことに相なるかと思ひます。

○森本委員 私にはさっぱりわかりません。わかるように説明してもらひたい。それなら、その誓約書をちよつと貸してくだされ。私が言つておるのはこつちのことですよ。この現行法律では一冊にして五十円で売つて、一枚が一円になつておる、原価は四十三円だ、しかし手数料その他をやつたらちよつと五十円くらいになる、それを売つたものは相手のものではないか、それをもう一ぺん取り戻すということになつて、それをそんなもので取り戻すことができるかどうか、法律で売つたものを。

○稲増政府委員 その方がいやだと申されれば返してもらうことはできません。こつちのことは私のほうばかりではなく、銀行方面でも同じようなことをやつておるようでありまして。

○森本委員 銀行方面でどうやうなところやうなと、銀行は銀行法でちゃんとやつておるわけなんです。これは郵便振替貯金法によつてやつておるわけだから、郵便振替貯金法にはどこにもそんなことは書いてないわけだ。法律にもどこにも書いてないことをかかつてやつておるということはお

うことがちゃんと法律できまつておるんだ。だから五十円で買った以上はその人のものなんだ。それを残しが残つたらだで戻すというやり方があるかね。それは法律違反だ。

○稲増政府委員 そのお約束はわれわれと加入者との道義的な問題でございますので、法律論から言へば法律が優先いたしますことに相なつております。

○森本委員 ますますわからないようになってくるわけだね。いわゆる政令なんといふものは法律を受けてできるわけですから。法律においては一冊について五十円で売つた以上は向こうのものなんです。だから五十円で売つた以上は向こうのものなんです。それを戻してくれということであるとするならば、戻す場合には、ちよつと五十枚が五十円ですから、一枚が一円ですから、その分を戻すのが当然であります。法律がきまつておつて、道義的精神でその法律を破るというよりなやり方は、これはやみ米と一緒ですよ。法律を守らなければならぬところの官公庁がさういふことでは私は納得がいきかねるわけですが、それはどういふうまいになつていきますか。

○稲増政府委員 御承知のとおり、小切手口座を閉鎖いたしました場合等に余つてくるわけでありまして、われわれといたしましてはその小切手が他に利用されるというふうなことを心配いたしたもので、ただいまのような制度をとつておるわけでありまして。

○森本委員 それは何できまつておりますか、取り戻すというやつは。

○稲増政府委員 小切手帳は一冊五十枚であります。そのほつとんどを使い果たす五枚くらい前のところに小切手用紙受領証というものを印刷して挿入してございまして、その受領証の中に先ほど申し上げましたような趣旨のことを書いてありますので、それでいままでやつてまいつたわけでありまして。

○森本委員 それは法律上どういふ見解になりますか、法制局長官を呼んで聞いてみようか。法律で五十円で売却するということになつておるので、だから、売つてもらつたほうは自分のものなんだ。それを法律で返すということになつておれば別だけれども、さうでなしに、さういふことによつて返さなければならぬということにきめることがはたして妥当であるかどうか。それならたとへば郵便料金にしても書状が十円であるといふふうになつておる。ところが、郵便局の取り扱いによつてその十円を七円にする場合もあり得るということになつたら、法律で定めることは必要ない。

○稲増政府委員 もちろん、ただいま申し上げましたような誓約書は強制力は持つておりません。単なるこちら側のお願いと申しますか、加入者との合意の上のやり方でありまして、むしろわれわれのほうも乱用されることは困ります。と同時に乱用いたしまして、持つておる方もまた迷惑をこうむるというふうなことに相なるかと思ひます。

○森本委員 私にはさっぱりわかりません。わかるように説明してもらひたい。それなら、その誓約書をちよつと貸してくだされ。私が言つておるのはこつちのことですよ。この現行法律では一冊にして五十円で売つて、一枚が一円になつておる、原価は四十三円だ、しかし手数料その他をやつたらちよつと五十円くらいになる、それを売つたものは相手のものではないか、それをもう一ぺん取り戻すということになつて、それをそんなもので取り戻すことができるかどうか、法律で売つたものを。

○稲増政府委員 その方がいやだと申されれば返してもらうことはできません。こつちのことは私のほうばかりではなく、銀行方面でも同じようなことをやつておるようでありまして。

○森本委員 銀行方面でどうやうなところやうなと、銀行は銀行法でちゃんとやつておるわけなんです。これは郵便振替貯金法によつてやつておるわけだから、郵便振替貯金法にはどこにもそんなことは書いてないわけだ。法律にもどこにも書いてないことをかかつてやつておるということはお

かしいから聞いておるわけですよ。

○稲増政府委員 ただいま申し上げましたとおり、強制でございませんで、いやだと言われればしかたがないのでありますが、お返し願うほうが私のほうもいし、相手の方にもいいんじゃないかと考えて、お互いの合意の上で、お返しを願う、こういう考え方でございませう。

○森本委員 それはもういふに書いてあります、その書き方は。だからそれをちょっと見せてください。相手に選択権があるように書いてあります。その選択権は相手にないはずですよ。

○稲増政府委員 ただいまその現物を持ち合わせておりません。

○森本委員 それでは書いてある文章を読んでみてください。

○稲増政府委員 「右の小切手用紙を確かに受け取りました。なお、小切手口座が閉鎖されたときは、ただちに使用残りの小切手用紙をお返しします。」加入者、当該郵便局長殿

○森本委員 それは一つも選択権はないじゃないですか。その文章は強制的じゃないですか。お返ししたとするとちゃんと書いてある。

○稲増政府委員 これはその加入者のほうからお返ししたします、こういうふうに言っていたいた、かように解釈いたします。

○森本委員 それを書かなければ渡さぬのだから。

○稲増政府委員 これを書いてなければ、おっしゃるとおりに返してくれないと思います。

○森本委員 いや、それは書かないと郵便局のほうから渡さないのでしょ、その加入者に対して。

○稲増政府委員 このことを承諾してもらわないと渡さないといふんですか交付しないわけでありまして。

○森本委員 だから、それを書かなければ渡さないといふことは、相手に選択権はないということでしょう。

○稲増政府委員 しかしこういうことは全然強制

力がございせんので、その点は、先方はこれを承諾して買われてその後返してくれないで、われわれといたしましては取り上げることができない。強制力がないものでございませう。

○森本委員 よけいわからなくなつたが、強制力も何もない、効果のないものを書かす必要はないじゃないですか、わざわざ。

○稲増政府委員 先ほどちょっと申し上げましたが、やはりこちらとしては不渡りの心配がございまして、強制力はございせんが書いてもらいうほうがベターだといふ考え方でございませう。

○森本委員 言っておることがさっぱりわからぬがね。私は法律を根拠にして問題を審議しておるわけだから、その辺をはつきりしてもらいたい。要するにその文章を書かなければ渡さぬのだから。書いた以上はそれがちゃんと一つの誓約書になるから、書いたほうも責任があるはずなんだ。

○稲増政府委員 もちろん道義的な責任はございませうが、法律的な責任を追及することはこのことだけではできないと思ひます。

○森本委員 これは大体、小切手用紙がいままで五十円であつたのが今回無料になるわけでありまして、そういう点でいま私が盛んにこの問題を追及しておるわけでありまして、現行にやっておることに法律上の問題をもつと明確にしておらう、こう思ふのです。これはあつたまで宿題に残しておきます。いまの答弁ではわからない。やはり法律上どういふ見解になるのかその辺わかりませんから、あなたのほうも法制局あたりにちゃんと聞いて、きちつとした答弁をしてください。

ちやうど電電公社が来ましたので聞きますが、きのう私は公衆電話をかけようと思つたところが、電話料金の支払いは銀行振りかえで払ふといふふうな載つておるわけでありまして、この郵便振りかえについては、昨年の六月の郵便振替貯金法の改正の際に、電電公社もNHKも、この料金の問題のときにはこの郵便振りかえについては協力をする、こういうような答弁が出ておつたわけ

あります、その後、電電公社はこれについて全然加入しておらぬというのはどういうわけか、そうなるおるのか、副総裁からお答えを願ひたい、こう思ふわけですよ。

○秋草説明員 お答え申し上げます。昨年の国会で先生からそうした御質問があつたのを記憶しておりますし、またその後、私どもは関係経理局でございまして、研究、検討を加へまして、郵政の担当の方とも打ち合わせした事実がございませう。

しかしながら、結論的に申しますと、私どもの要望いたします諸条件というものが郵政の組織の中においての取り扱いで必ずしも満足にはいかな

いであらうという点がございまして、現在のところ、御案内のように、まだ実行はいたしておりません。もう少し具体的に申し上げますと、まず口座振りかえを銀行でやっておりますので、為替貯金の振りかえで不可能なことはいないわけであり

ますが、御案内のように貯金局は銀行や郵便局のうちに数多くはない。郵政の御要望は貯金局に集中してほしい。ところで電話料金は、御案内のよう

に一般の代金の支払いと違ひまして、期日が一定期間経過いたしますと、規定によりまして、多少の猶予はございませうが、通話停止というふうな手続もとらなくちゃならぬ。ところが口座にある預金残高というものが、常にたとえ十万円以上ぐ

らにあるという前提でない限りは、私どもの納入告知の金額が預金者の金額を上回つて、いわゆる世間で言う赤字を出すというときには、銀行では直ちにこれを預金者に照会してお金を納めていた

だ。そういうアフターサービスのようなものまできこまなくやつていた。郵政省の貯金局にそうしたトラブルをお願いできるかどうか。

これも貯金局単位でやるならばかなり、郵便でやればたいした不利益はございせんが、時間的にもおそくなる。早くやるならば電話でやる。電話でやるならばかなりの通信費というものが郵便のほうに御負担なさるのではなからうか、こういう

点も一つございませう。

それに無料であるサービスをやつていますが、為替貯金の振りかえは、御案内のように三十円の負担を企業者負担でやらなければならぬというふうな規則ださうでございませう。すなわち納入者がそのつと三十円負担する。たいした金ではございませ

んが、そんなような点も比較した上で、なかなか実行までにはむずかしいのではなからうか。そんなような検討は十分したつもりでございませうが、

ただいまのところ実行に至つておらないのが現状でございませう。なお詳細な御質問でもございませうればお答えしたいと思ひますが、概括的な御答弁を申し上げます。

○森本委員 これは貯金局長のほうとしては、この法律改正の際に、電電公社とこの問題について話し合ひをいたしましたか。

○稲増政府委員 話し合ひはいたしました。

○森本委員 その結果はどうですか。

○稲増政府委員 ただいま電電公社の副総裁から申されました理由で、まだ御利用には相なつておりません。

○森本委員 電電公社自体においてすら、この通常定期継続振りかえはやらぬのに、こんな改正をやつたところで一般国民がどうしてやるか。同じかまのめしを食つておるみたいな電通と郵政の間においてすら、電電公社は損をするからいやだ、こう言つておる。それを一般の国民にやら

うとしたら、一般の国民がやるはずがない。定期継続の振りかえをほんとうにやろうとするならば、今回の三十円を十五円に値下げをするけれども、これは無料にすべきだ。無料にしなければ絶対これは入りつこないのです。しかも定期継続の振りかえをする場合には、実際問題としていま副総裁が言つたように、ある一定の金額を預入し

ておかなければ意味がないのです。ところが今回の場合は、振りかえ貯金の二分二厘の安い金利だけれども、その金利は全廃になつておる。全廃になつた金利に対して、その定期継続の振りかえを

やろうというふうな意図はおそらく出ないのではな

ないか。一体、郵政省のこの郵便振替貯金法の一

部を改正する法律案というものは、何を考へてやつたのかさっぱりわけのわからぬ郵便振替貯金法の改正です。この中の一番のねらいは、二の通常振替の十五円にあると思う。この通常振替の十五円というものは、電電公社はまだこれにおいてすらいやだ、こういうことであるとするならば、一般国民はさらにいやだということになる。どういふつもりでこの改正をやつたわけですか。

○稲増政府委員 仰せのとおり、今回の改正は、目的は通常振りかえの制度の普及に大半は目的を保持しておるわけでございます。ただいま電電公社のほうを利用しないというふうなことは、大きなポイントは銀行と無料でやつていられるということにあると思います。しかし一般のこの制度を御利用していただけるのに該当する事業会社は、集金コストといまして十五円前後かかまして集金いかなくしてまいりますので、その方面からは十五円にしてもらえば、私たちの制度もまた燃口が非常に多い、その他いろいろいい利便がございますので、利用したいというのが出ておりまして、具体的に、は東京、大阪、京都、神戸等の水道局関係は十五円になりますれば、われわれは御利用いただけるもの、かように踏んでおるわけでございます。

○森本委員　しかし東京、大阪、京都、神戸の水
道料金ということになりますが、その水道料金が
はたしてできると思うのですか。実際問題とし
て、それなら大体東京の水道料金は、一戸当たり平
均どの程度になりますか。それからどの程度これ
は振替貯金として口座に入れておいたならば、定
期継続が継続されていきますか。定期継続の場合
には、ある程度の金は寝かさなければならぬ。し
かも今回は、これは利子が全廃されておる。銀行
は一方は無料をやっておる。郵便振りかへは下げ
たといえ、三十円を十五円に下げただけであら
う。電電公社はまだいやだと言っておる。そうい
うことで、あなた方が言うように絶対にならぬと
ぼくは思う。去年の六月のこの法律の改正をする
ときに、どういふことを君たちは言ったか。定期
継続振りかへは三十円で絶対これはできます、全

國で普及しますと郵政省は言い切った。私は絶対に
そういうことはできないというけれども、郵政省
ができる、できるというものだから、満場一致で
賛成して通した。案の定あれから半年以上たつて
おるけれども、一件もできていない。今回のこのの
改正においても、ここがこれは焦点なんだ。しか
も利子が今回は全廃をされておるから、よほど金
の余つておる人でないと、これは入れませんよ。

せめて、電電公社がNHKの集金ぐらいがこれをやつてくれるというなら話はわかるけれども、電電公社は絶対いやだと言っている。實際問題として、こんなものをやるのかね。あなた方局長はすぐかわる。この前答弁したのはいまの保険局長が貯金局長で絶対やれますと答弁した。おそらく来年のこの答弁をするときは、また局長がかわつておるだらう。前のことは知りません。大臣も政務次官も全部かわつてゐる。かわらぬのはこつちだけだ。實際問題として無責任なことをやられても何ともならぬ。今度の振替貯金法の改正の使命である通常振りかえの十五円というのは、無料にしなければこれは意味がない、こう思うのですが、あなたのほうとしてはどうなんですか。

○稲増政府委員　まことに仰せのとおりであります。

して、諸外国の例を見ましても無料に相なっておりますので、われわれもこの十五円を一段階といまして、事業の伸長に伴いまして、そういうお説の線に一日も早く到達いたしたい、かように努力をしまっているつもりでございます。

○森本委員　それで副総裁、電電公社はやはり三十円が十五円になつてもやしませんか。

○秋草説明員　いや三十円と申しまするのは、企業者のつまり電話を利用なさるお客さまが負担される、口座の持ち主が負担されるものだろうと思ひます。すでに片方で銀行の口座を私どもが許している。それから郵便振替もかりに許した場合、実際問題としては手つとり早いほうへお客の利用は向くのじゃないか。こういうわけで、三十円が困るから、十五円ならやるとかいふ絶対条件といふものではないと思ひます。先ほど申しましたよ

うに、そのほかにも通話停止などというものが一方ございますので、必ずしも口座の持ち主である加入者が常に預金を五、六万は持つておるといふことでない場合も間々あります。そうした場合には、世間で言うかぶる場合、貯金局が一々サビスを——お客さまに金を積んでくださいという措置をすみやかになすって、電電公社に通知してくれる、こういうるるさいサビスするのは貯金

局としてもなかなかたいへんじゃなかろうかといふうに承つておるのであります、三十円問題が絶対のきめ手というわけでもないと思います。

○森本委員　いまの副總裁の答弁が振替貯金を利用する側の声だと思ふのです。だから利用する側の声がああいう声であつたら、實際にこの振替貯金法がこゝういふうに改正されても、電電公社においてすら利用しないものを、一般の者がどうして利用するか、私はどうしてもわからぬ。あなたの方には頭のいい課長ばかりおつて、利用するといふように考えるが、みんながほんとうに利用すると思つておるのかね。

○増増政府委員　われわれも十五円で利用がどんなふえるといふうには絶対に考えておりません。ただ十五円で持つてくる事業主もある。これ

を突破口にして今後料金をだんだん下げていくというふうな考え方でおりますので、十五円にしますればどんどん持つてくるというふうな安易な考えは持つておりません。ただ電電公社の場合は銀行で無料でございますが、これは電電公社の資金が非常に多いので、銀行も利益になるから無料にいたしておると思いますが、たとえばNHK等では一件について十円銀行は取っております。こういう契約に相なっております、電電公社の場合は特に特別の条件を持つておる銀行との契約であるかと私は考えております。

○森本委員　電電公社は特別の契約かね。

○中山説明員　お答えいたします。

銀行との間におきまして収納事務について契約を結んでおりますが、電電公社と銀行との特別の契約というところでございます。

○森本委員 それはどういふ契約になっておるのですか。

○中山説明員 私どものほうではこれをいふ号契約というふうに称しておりますが、いまちよつと契約の様式は持つてまいつておりませんけれども、特別の契約を結んでおります。

○森本委員 だから特別の契約というのはどういふ契約になっておるか、こういふことですよ。

○中山説明員 扱いにつきましては一切無料であるということを契約面に明示をいたしております。

○森本委員 それは銀行はいかなる銀行でもいいわけですか。

○中山説明員 現在振替口座の關係で自動振替をやつてもらつておる銀行は都市銀行、特殊銀行、信託銀行、地方銀行、相互銀行、それから日銀代理店であるところの信用金庫、こういうことに限定をいたしております。これは公社法におきまして、政令にゆだねられておりますが、郵政大臣、大蔵大臣の御承認をいただくことになっておりますので、御承認を得てやつております。

○森本委員 だから電電公社は十五円という料金で通常の振替を使う意思がないのですか。

○中山説明員 先ほど副総裁も御説明申し上げましたように、この三十円、今度は改正で十五円というお話でございますが、これにつきましては、私どももいたしましては、銀行の場合もそうなんでございますが、加入者の御要望によりまして自動振替のことをやっておるわけでございますので、もし十五円あるいは三十円ということで郵政省の振替口座を利用したいというお客さまがいらっしゃれば、私どものほうとしては、その点においては何つこうなのでございますが、それ以外の点におきまして、先ほど副総裁が述べておられますように、アフターサービスの点で、地方貯金局単位ということになりますと、銀行の支店と電話局の間というふうに近い関係にもございませぬし、いろいろとトラブルを郵政御当局のほうにおかけをするというようなことで、うまく話し合

いがつくかどうかということが一番の問題でございます。昨年先生の御質問のあと、郵政御当局とも御相談をいたしました際にも、それが問題になって、しばらく検討をしようということに相なっております次第でございます。

○森本委員 それは確かに貯金局単位になっておると、それから地方銀行がそれぞれ相当の支店、出張所を持っておるといふところでだいたい違ふわけでありまして、しかしただここで郵政省自体も考えなければならぬのは、せっかく郵便局といふものが各地にある。この郵便局の数には、銀行の出張所、支店はまるきりかきつぱりではない。貯金支局と郵便局との間の連絡を有効に使えば、銀行よりもずっと早くなる場合があり得る。そういうところまで電電公社と突っ込んで相談をしたことがあるかどうか。君たちは何もやる気がないので。銀行を言うけれども、電電公社は銀行よりも郵便局を使ったほうがずっと便利になる場合が現実にあるわけだ。高知県あたりで銀行の出張所、支店があるところはわずかな町しかない。その他は郵便局があるだけだ。逆為替が切れないところのいわゆる郵便局が何ほあると思つてゐる。逆為替が切れるところの郵便局だけが銀行の出張所、支店があるところなのです。それ以外には全部郵便局しかないのです。金融機関は、だから緊密にとれさすれば、もっと早いはずなのです。しかもいまや電電公社は電話の即時化をやつておる。自動即時化、自動即時化といつて、自動即時で相当やつておるわけだ。貯金支局との間においてはかなりもう電話通話は早くなつておる。だからそういうことまで検討してみたいことには、電電公社は電電公社で、おれのところは損になることは一つもやらぬぞ、公衆が便利であらうと不便であらうと、そんなことは知らぬ、料金を払い込まなかつたら通話を停止すればそれでいい、そういうことではないと思ふ。電電公社も電電公社だ。銀行が便利でございますから銀行だけだ、そういう不親切なことはいはすです。いな

かの町では銀行なんかありやせぬのだ。そういう点は、せっかく郵政省といふものがあるから、電電公社と郵政省がもっと腹を断ち割つて話し合いをして、これを利用するようにしたらどうかといふのが私の趣旨なのです。これは去年の六月の改正のときにそのことを話したら、電電公社も郵政省も話をいたしませんといふから、よく話をしてみたいと言つておいたのですが、ふたをあけてみたら、今度の改正で、十五円ですでに電電公社はやらぬと言つてゐる。こんなことでは電氣通信事業の問題についても、その他の問題についても、郵政省と電電公社が一体になって仕事をやれるはずがないのです。こんなことで何が出来るのだ。君たちは、やりますといふことを何言つたところで、やらぬやうなことで何らかやれる方法があるのだろうか。だからそれならば行政をやつておるのだ。一体電電公社の電話料金の収納については、それは確かに電電公社としては銀行の無料であるが、一番よろしい、それで納まらなかつたら切つてしまふんだから。しかしそうかといつて、それならいなかのほうにおる人の便利については、郵便局まで持つていけばよろしいといふことになるけれども、こういう場合に自動定期継続振替を利用するという方法もあるはずなんだ。そういう話も全然できなくしておいて、一方電氣通信監理官と幾ら電電公社が話をしたところで、場合によつては感情的になることもあり得る。ちつともうまいこといってやりやせぬじゃないか。今度の有線放送電話問題にしても、郵政省と電電公社の意見が一致しておるかどうかわからぬけれども、これだけ国会の中でやかましく言つておるにもかかわらず、政府並びに電電公社のほうではその問題については触れようとはしない。一事が万事、とにかく私が言いたいのは、郵政省と電電公社といふものは切つても切れない一つの縁故の間柄である。郵便振替貯金法といふものも、こういう点については改正をする、どういふふうに改正をしたら一体電電公社は利用してくるか、こういう話し合いをして、そうして今度の

改正案を出してもらいたかつた。実際に電電公社の膨大な資金といふものが一般の銀行を潤す必要はないんだ。郵便振替貯金でやれば、預託金としてこれは大蔵省に行つても六分五厘の収納が入つてくる。なぜそのことを電電公社が考えないのか。ただ電電公社自体のもうけだけしか考えない。こういうことではうまいことはいはすがないじゃないか。副総裁、答弁を願ひます。

○秋本委員 決してそういう意味の気持ちでこの問題を打ち合せておつたわけではないのでございまして、おこたを返すつもりですが、私も、現金で収納するのは、御案内のように高知県でも郵便局、銀行、先ほど経理局長が申しました金融機関に全部開放されております。ただ特殊の方に郵便局なりあるいは銀行に足を運ばずに電電公社から逐次金融機関に通知すればそこで決済する、これが振替でございまして、むしろそういう点からいへば貯金支局は全国にたいたいの数でも一向かまわぬわけでございます。足運ぶ関係は何もないのでございまして、ただその場合に貯金局に、かなり広範囲の地域から来る加入者の収納事務を一緒にそこへ集中いたしまして、間々そこに預金が、いわゆるかぶるというよりな事態が起きた場合に、現金で郵便局で収納した場合に直ちに郵便局で私のほうに通知してください。そういうこととさきめのことか作業がもし郵政で幾らでもおやりになれるというなら、この問題はほとんど大部分の問題が解決だと思ふのでございまして。

先ほどの手数料の点はこれはまあ、ただのものと三十円のものでは明らかに三十円だけでも高いですが、中には銀行口座を持たずに振替口座を持つてゐるという方はおそろしく御利用なさらないではないか、こういう点があります。ただ、この辺は私の観測でございまして、銀行口座を持つていらつしやる方の中で振替貯金もお持ちの方もあると思ひますが、振替口座だけで銀行口座を持つていないという方は少ないのじゃないか、こんなふうに感じますので、これは私どもが

選ぶのじゃなくしてお客様の選ぶ場合にはおのずと便利なほうに行く、こういうふうに考えているわけでございます。

○森本委員 現金で郵便局の窓口に行くと一番多いというのはそのとおりです。しかし実際問題として、いなかのほうで郵便局まで行くのも相当時間がかかる、そういう場合に定期継続振替をやつたほうがいいという場合に、銀行を利用するよりかは郵便局の振替貯金を利用したほうがよろしいといふのが出てくるわけなんです。そういう場合には、その土地において銀行の出張所、支店といふものがない場合にはどういふものが出てくるけれども、これはやはりこの三十円の料金のうちの十五円の料金にひつかかつておる。この十五円の料金についてはいま加入者が負担しなければならぬ仕組みになっておる。だがその辺の問題が事ここまかく私は郵政省と電電公社との間において論議されたとはどうしても考えられない、だから論議したかどうか、こういうことなんです。

○増田政府委員 昨年この制度ができました後打ち合わせしました場合には、料金の三十円の点が一番問題がございまして、それ以上料金の点から先のこととは具体的には話はまだいたしておりません。

○森本委員 だから私は職務怠慢だと言ひました。去年のこの郵便振替貯金法の改正のときに、君たちはどういふことを言つた。電電公社も郵政省も十分に協議いたしまして、将来これが利用できるようにいたしますといふことを何回もぼくの質問に対して答弁しておるわけだ。ところが実際に何をやつていない。だからやらぬにはやらないだけの理由があるわけなんだ、電電公社には電電公社としての。だからそのやらない電電公社の理由といふものを除去するやうな方向に郵政省は持つていかなければならぬだろう、そういう話をとことんまで突き詰めてやつておるかどうかいふことなんだ。何も君、電電公社の料金で銀行をもうからす必要はないんじゃないか。もうけさすのだったら、郵政省の振替貯金をもうけさし

たほうが得じゃないか。電電公社自体だつて財政投融資で郵便貯金の金を借りておるじゃないか。何で電電公社も協力しないのか。お互いに協力して初めていくわけなんだ。金を借りる場合にはかつてに借りておいて、そして今度もうけさせるときには一般の市中銀行をもうけさせるというやり方は私はないと思う。電電公社自体もやはりこういう点は考えていかなければならぬし、郵政省自体も考えていかなければならぬ。だからもう少し突っ込んだ話をしてから、こういうふうな改正案を出してもらいたかつた。ところがいま聞いてみると貯金局長と経理局長との間では、その後あまり話が進んでない。電話番号簿の表紙には「電話料金のお支払いは銀行振替払いを……」電話料金は「お取引銀行の預金口座を使って振替払いになさる」と毎月のせわがありません、くわしくは電話局営業課または電報電話局電話営業課におたずねください、日本電信電話公社」と書いてある。これは全然、一つも振替貯金なんか問題になってない。もう今度から電電公社に金を貸すな。これはやはり郵政省というものと電電公社というものは、委託業務もあれば、あるいは電気通信業務の管理という点からいっても、お互いが協力し合つていかなければならぬ問題だ。財投の問題にしてもこれは郵政省が相当世話をしなければ、電電公社自体ではやれない問題だ。ただし、そうはいつても、電電公社を買収したところで、電電公社にすればやはり料金問題がひつかつてくる。十五円の料金であつても電話料金の中からそれを出すわけにはまいらぬ。やるなら報償金とか何とかいふ名目を立てなければならぬ。そうすると今度は直接郵便局の窓口に通つていった者との不公平が出てくる。電話局へ直接通つていった者との不公平が出てくる。そういう問題をもつと突っ込んで郵政省と電電公社が話し合ひができればぬものだらうか、どうかね、今後両方とも。

を体しまして、先ほど経理局長も申しましたとおり、十五円ならば満足でないがこれを利用したいという電話加入者の方もおおいになる、そういう場合には利用してもいいような話の先ほどの答弁でございました。われわれもそういう点から打開いたしまして、できるだけ利用していただくように折衝したいと思ひます。

○森本委員 ですからその場合に、料金は電電公社の場合はやはり加入者が負担しなければならぬ、こういうことでしょうか。

○中山説明員 いまの三十円の料金の問題でございすが、昨年の郵政御当局との御相談の際もその問題はございしましたが、終局的にはちよつと貯金局長の御答弁に補足をいたしますが、地方貯金局単位でなければお扱いがしにくいという郵政御当局のお話でございまして、それであるならば、私どものほうとしては先ほど来申ししておりますところの残高と、こちらのほうの御請求をした額との不都合が出た場合のアフター・サービスの点でいろいろ問題があるので、郵便局単位で、郵便局と電話局というものが連絡ができるようにしてやらねばならぬかという点までこまかくお話し合ひをいたしました結果、もう少しこれは検討しようということになった。当時の担当者に、きょう私確かめまして、そういういきさつを聞いております。そういう点で今後打開する点がございまして、大いに進めてまいりたい、かように考えております。

○森本委員 だからこの法律を出すときに、いま経理局長が言つたようなことについて貯金局としては考へてみたことがあるかどうか。

○稲増政府委員 電電公社のお考えをいま検討しておるところでございまして。

○森本委員 検討してどういふふうにしようとしておるか。

○稲増政府委員 できるだけ電電公社の経理局とよく相談いたしまして、たとえば加入者に対しては料金不足の場合の請求等もこちらでやれるとか、その他普通口座を設けるとか、いろいろなこ

とを検討いたしておりますが、成案がまだ出ておりません。

○森本委員 成案が出ておりませんといつて、実際はこの改正する法律案の要項を出す場合に、その成案が出ていなければいけません。

〔委員長退席、内藤委員長代理着席〕

あと原委員のほうから質問があるようでありまして、ひとまず私の質問はこれで打ち切つておきまして、またあとでやりたいと思ひます。

○内藤委員長代理 原委員。

○原委員 前回の委員会できたら資料をというお願いをしておきましたが、先ほど何つたら資料の出せる段階でないですか、口頭で一応説明していただいて、それから質疑に入りまして。

○長田政府委員 先週の当委員会におきまして、切手、印紙の売りさばき手数料引き上げの法案の御審議につきまして、原先生から今度の引き上げの根拠、手数料を引き上げることについてどういう根拠をやつたのか、将来、人件費が主要な部分を占めるなら、スライド制について考慮をしないのかというふうなお話でございました。実は全国的な調査の結果に基づきましてやりたい希望を持っておたのでございすが、今年度あるいは前年度は、郵政財政が相当逼迫しておりますので、悉皆調査をやるわけにまいりませんでした。この前三十六年のときに全国的な調査をしたのでございすが、これも前回申し上げましたように、実は結果の集計を委託した場所が火事が出まして、大部分のものが焼失いたしました。神奈川県、岩手県、富山県、三県分四千五百四十二カ所のものが残つておりましたので、それを基礎にいたしましたので、全国のものに延ばして私も検討したわけでございまして。今回の一万円以下を八分から九分、十万円以下を四分から五分に引き上げるにつきて、いろいろその当時の資料からさらにそれをふえんいたしまして検討いたしましたところ、一万円以下の売りさばきをしておりますところの平均金額は、一カ月五千三百十五円になりました。

して、そういう平均的な個所につきまして、金利、人件費、物件費あるいは諸雑費と一割程度の利益というのを見込みまして計算いたしました。と、ちよつと九分くらいになる結論を得たのでございまして。それから月額一円をこえ十万円以下の売りさばき手数料を検討いたしてみますと、月平均七千七百六十二円ばかりの売り上げがございまして、これにつきましてやはり一万円以下と同じように金利、人件費、物件費、諸雑費、一割程度の利益を見込みますと、ちよつとこれがほとんど五分程度の手数料になったわけでございまして。以上の売りさばき金額の所につきましては、同じような方法でやりました場合、おおよねたとえは十万円以上百万円以下の場合は一割四厘程度のところに出てまいりました。これにさらに少し余裕を見まして一分五厘、こういう状態でございますので、一万円以下九分、十万円以下五分というふうな手数料の改定を今回お願いしたわけでございまして。なおスライド制の問題でございすが、人件費がやはり八割程度の相当の比重は占めておるわけでございすが、実は売り上げ自体も年々ふえておりますし、また売り上げがふえるにつれて、一軒当たりの売りさばき金額——一回当たり売りさばき金額も相当ふえておるような状態でございますし、また支払い能力の関係も考へてまいらなければならぬかと思ひますので、スライド制につきましては、実はさらに精細な調査をいたしました上で、こちらも省側といたしまして検討してまいりたい、そう存じております。

○原委員 いまの内容も頭からの説明で大体のことばかりなのですが、現在計算の内容の中に、人件費をおのおのどのくらいに見ておるか、ただ八〇％というふうな大きな言い方でなくて、それをお聞きしたいのが一つ。それからスライド制については、結論的にどういふふうにしたらどうかと私は考へておるのですが、これから精細な調査をするというのですが、本来、前会も申し上げたように、この種のサービスは国がやるべきことで、お願いをして民間の方々にやつていただい

おるわけですね。そういうたてまえからいくのに、何年かたつと、とてもこの安い手数料ではたまらないというので、充てはき所の方々が相当の時間と費用をかけて、二年、三年にわたって運動をして、お願いをしておる。まるでタコが自分の足を食うような、そうでなくても手数料が少なくて苦しいのに、一段と何年かの費用を蓄積して、それを使ってようやく皆さんが取り上げて、わずかに一、二%上げていくというように、ことを繰り返していくのはおかしいじゃないかというところからスライド制はどうか、こういうふうに申し上げたわけですが、単に、いまの森本委員の話じゃありませんが、精細に調査をしてからというだけで、また次にまだ精細な調査ができませんで終わっちゃう困るのです。

そこで、いまの件費をどのくらいに考えているかを一つの例として申し上げるわけですが、少なくとも最近特に物価はどんどん上がっていきますし、人件費は非常に顕著に上がっているわけですね。この種の人件費がどの程度に押えられているか知りませんが、人件費は具体的に毎年上がっていくことは間違いない。ほかの理由は精細に調査をしてそれから検討ということもありますが、人件費に限る限りは黙っていても上がっていくことはもう認めているのですから、その分だけでも、原則として切手売りさばき手数料というものはスライドしてパーセンテージを上げていくというところも私は正しいと思う。こういうことをほらうておいて——現実にはおそらくいま商店の並んでいるところへ行きますと、週休制度までまいたらないかもしれないが、月に一回ないし二回は全店休もうじゃないかということで商店街が一斉休業をやっているわけです。しかしせめて日曜はサービスのためにやろうじゃないかというので、日曜以外の日をわざわざ選んでいるところが非常に多いわけです。なおその上に、二の日に休むとか五の日に休むとかいうようなやり方をして、いるということになりますと、切手売りさばき所の場合には、サービスの点がありますから、全店

商店街が休むのに、そこだけは、郵便局は日曜だ、切手は売らない、印紙は売らない——習慣になつていながら国民もあきらめていくわけですね。しかし近所にそのものを売っているところがない限り、そこまでウィークデーには買いに行くわけですね。行つたところが、全店休みだからうちも売れませんじゃ済まないの、売りさばき所が休日返上して、一人つきつきり、売れるか売れないかわからないし、売れても非常に小さな手数料しか入らないのに、人をとにかく一日置いているわけですね。これを考えますと、休日出勤手当といひますか、普通の企業でいうと、これにたいへんな人件費の増を来たすわけです。ところが全く自己負担で、休みを全然返上して、売れるか売れないかわからないのに、国にかわつて切手、印紙を売するためのサービスをやっているところすら、現に商店街の休日がふえてくれればふえてくるほどそういう件数がふえていくわけです。そういうことまで考えますと、この人件費というものが毎月上がっている現状からいって、どうしても最小限度、人件費に關する部分だけでも、いま大ざっぱに言つて八〇%と言いましたが、一万円以下、一万円から十萬、十萬からそれ以上というものの内訳は、人件費の取り方が違つていふところ、原則的に私の言おうとするところはきつとおわかりになつたと思ふ。せめて人件費の上がるくらいはスライド制を上げていってほしいじゃないか。人件費に準ずるような、いやでも上がっていくものについて、は逐次追加をしてスライドアップしていくようにしていかねば——この売りさばき所の問題は、まるで年じゅう行事のように二年ないし三年たつといつても大きな問題になつて、サービスをしてくれている商店にたいへん迷惑をかけるようなことがないようにはできるのじゃないか。そうするのがほんとうじゃないか。こういう趣旨で聞いておられますから、それにひとつ答えてください。

○長田政府委員 御趣旨非常にごもっともなことに拝聴したわけでございます。実際年々の増加額、私先ほどもちよつと申し上げましたが、増加額について見ますと、三十七年度の売りさばき所の支払手数料が十六億七千萬でございます。これが四十一年度、四十一年度のほうは予算でございますが、三十三億六千萬、三十七年度から四十一年度までの間に二倍くらいになつております。また個所数も年々千数百カ所ふえておりますから、この率でいくわけではございませんが、それにしても二倍近く上がつていふという事実がございます。今後ともいろいろなプラス、マイナスの要素も出てまいりと思ひますが、料金値上げによりまして、全体として売り上げ金額といふものはかなりふえてくる。はがきの七円といふことで、一方ではつり銭の問題などの手数料もございすが、同時にまた買入人もふえるといふことで、そういういろいろな情勢を込めまして、年々の支払手数料の増加が普通の年でも一割を上回るような状態であるわけでございます。それから売りさばき人が非常に手数料が少ないために苦勞して、運動、その他もするといふものも仰せのとおりの実情がございしたのでありますが、なおそのほかにも、昨年あたり近畿地方で売りさばき人が共同して、掲示板みたいなものをつくりまして、一回の売りさばき金額を五十円程度以上にお願ひしますといふようなことをつくつたりしたので、警告してやめさせたりしたこともございました。そういう実情もございまして、今回の手数料の引き上げにつきましては、九萬二千カ所全部が完全に満足というほどでもございせんが、大多数は当面この程度値上げしてもらへばというふうな状態になつていふものと私も考えているわけでございます。

なお人件費の出し方でございますが、実はこれは若干の推定も入つていふわけでございます。月額一萬円以上十萬円以下の売りさばき手数料の率を出しました際の例といたしますと、大体そういうところは先ほどのような三県の資料から、その後の情勢も考慮して演繹いたしますと、一カ月に六千三百三十四回売りさばきがございまして、一回

の件数が十三円くらいの平均になつております。所要時間を私どもは二十五秒と見込みまして、実は無集配局は十二秒と見込んでいふわけでございますが、売りさばきは間隙的でもあり、兼業で外からも来るということと二十五秒に見込みまして全体の時間を出しまして、その時間が月に四十五時間ちよつとというふうな計算いたしました。人件費の金額が三千七百七十四円で、全体の手数料のほうに給体の経費一割の利潤を含めると四千五百十六円程度、これは月に七萬七千円余りの売り上げのところでございます。そういうことで、この場合も同じく一萬円以下とほぼ同じ入割程度の人件費になつております。なお、それ以上のものでございまして、これはほかの売り上げがふえますと、手数料の率もコストも低くなつてまいりますので、結局大体こちらの所要経費の八割くらいが人件費という状態でございます。

○原(茂)委員 すでにそのような人件費の計算で手数料が決定されて予算に組まれているのだから、急に變更しろと言つても無理ですから、そういうことを申し上げようとは思ひません。が、少なくとも次回予算を組むときに十分検討してもらひまして、こうした計算の基準の立て方自体も非常識だから改める、これが第一。

それから、三十七年まで大体十六億くらい、今回四十一年度の予算では三十五億くらい払うつもりで、大体倍になつておる。といつても、これは扱ひ量の問題もあるでしょうし、多少の手数料がふえたからといつても、その三十何億が倍になつたといつても、そっくり私の言う趣旨で計算された、倍になつたり三倍になつたといふわけではないうといふことを二つ目によく考えてもらひたい。少なくとも一番中心になるのは、確かに労働者といふか、人間の人間性だと思ふのです。だから、この人件費のとり方をもちと基準を変えながら真剣に考えていただいて、要するにこれを中心にした、人件費の上がつた率に応じてスライドアップするという制度が取り得るかどうかを真剣にひとつ検討を願つておいて、次回これの改正な

り、少なくとも次年度の予算のときにはこの問題に關して眞剣に答を出していただいて、私もたぶんお伺いできるだろうと思ひますから聞いてみますけれども、年々歳々この種の売りさばき所の皆さんが苦勞して、ようやく國にかつてサービスをされている人がお願ひをされているといひますか運動をして、わずかずつ上がっていくといひようならばかなことはないうようにしてください。しかも、時間がありまじしこまかいことはわかりませんが、数字を一つ出していただいて、私見て検討していただければ、これはおそろく科学的ではないといひう面がたぐさん出てくるだろうと思ひます。現実に合はして非科学的であると断定できるような資料が、おそろくこまかく出していただいたら、そうなるのではないだろうか。これは私の感しで、やってみないとわかりませんし、やってみようと思ひますが、そうなるだろうと思ひます。少なくとも、スライドアップするといひことが一番正しいし、國がかつてやつてもらおうとするこの種の業者に對しては、そこまでのこまかい配慮をしていいのではないですか。毎年こんな手数料値上げ問題が出てくるようなことになってはいかない、こういうことを考えているわけでありま

す。

最後に、先ほど局長が大體俯くらひになつているので、この程度なら業者もがまんしてくれるのではないかと、満足するであろうといふふうなことを言つてはいましたが、實際に聞いてみますと、まだこんなものでは満足してはいないのです。満足してないのはあたりまえです。私はばからしくて、いま売りさばき所をやらしてもらおうなんて考へていません。これはもうかる、もうからないじゃない、手数料が不合理だからいふやなんです、そういう意味では満足してないといひうことをやばり思つていただいたほうがいいといひうです。これで満足するはずだと考へていふうでは、眞剣な今後の討議も出てこないだろうと思ひますので、少なくとも来年度予算を組むときには、この中間でまたお伺いするときはあると思ひますが、

眞剣にいま言つたことを討議して、結論としてはスライドアップ制度が取り入れられるかどうか、入れられないなら入れられないといひうことを、今度は数字をもとにした説明をお願いしておきます。とにかく、今後運動をさせないようにならしたい。今後あまりこんなことを繰り返させないようになつていくことが國の親心じゃないかといひうことを痛切に感じてお願ひをしたものですから検討をお願いします。

○長田政府委員 實は詳細な調査もいづれしたいと思つておりますが、当面郵便の体系の変更等もございまして、その一段落した直後くらいから始めたいと思つておるわけでございます。

○森本委員 それではついででありますので、この小切手売りさばき所の最後の質問をしておきたいと思ひますが、いま数字が出ましたが、その数字の中で非常にこれにかかるといひ、實は買ひ受け人が郵便局に切手、収入印紙を買ひ受けに行くのが非常に手間がかかるわけでありまして、この手間はどの程度に見えておりますか。

○長田政府委員 一万円以上十万円以下の場合を例にとりますと、月に五回程度郵便局に買ひに行く見込みでありまして、一回平均三十分と見込んでおります。

○森本委員 それはどういふところから三十分と出てきましたか。買ひ受け人が三十分で済みますか。

○長田政府委員 いろいろな場所がございまして、月額七万七千円程度売り上げるといふ平均をとりました出たわけでありまして、距離の平均はどの程度でございまして、

○長田政府委員 資料は集計いたしましたんでした。

○森本委員 その集計ができまして三十分といふ数字は出てこないはずで、これはあなたの方實際に仕事をしたことがないからいふことがわかないのです。小切手、収入印紙の売りさばき所の一番手数のかかるのは、郵便局の窓口で買ひに行くのが一番手数がかかる。ことによつては半日、まる一日かかる場所がある。だからそれを平均したらどのくらいになるか。いま原委員がおつしやいましたように、そういう点についてはある程度科学的な根拠を持たなければならぬ。

今後この小切手手数料の引き上げについては、そういう科学的な数字をつかんでおいて、そして自動的にこれがスライドしていくことになるのが一番望ましいわけでありまして、この法案が上がる場合おきまして、満場一致で附帯決議がつけられる予定になつておりますが、この中にもその問題が含まれておまして、将来手数料の改善等については十分に考慮せよといひ意味は、単に値上げをせよといひ意味もありまして、いま言ひましたように科学的な根拠に基づいて十分につくつていくといひこともあるわけでありまして、今後そういう点の資料を十分にそろえていた

だきたい。さらに將來の改善その他についても、先ほど来原委員がおつしやつたように、これが毎年毎年問題にならなくても郵政省みずから行なうといひうな形の習慣を今後つけていくといひうことを検討していただきたい。これに対する回答を政務次官から得ておきたいと思ひわけでありま

す。

○長田政府委員 いままで局長からお答を申し上げましたとおり、まず現状をよく把握するといひうことで詳細な調査を行ないまして、そしてその調査の現實のデータの上につつたわゆる科学的、合理的な手数料といひうことにぜひ持つていきたい。またそういう資料を整えることによつて、財政当局にも十二分に理解してもらえといひう感じを私も今回持ちましたので、ぜひともそういう

ふうにしてまいりたいと思つております。

○森本委員 それではこの郵便振替貯金法に戻りますが、この料金の問題については郵便振替貯金といひうものが改正されていふうふうになるといひうことについては、電電公社自体も郵政省とは相協力してやつていくといひうことが望ましいと考へるわけでありまして、ひとつ電電公社の副總裁から、今後この問題については郵政省と十分に相談をしてやつていくといひう意思があるかどうかといひうことを最後に聞いておきたい、こう思ふわけでは。

○秋草説明員 お答いたします。

先ほど来いろいろ有益な御意見を承りまして、この問題につきましては、なお郵政当局といひうろ検討を加へまして、また利用者の立場も考へてひとつ前向きで結論を出したいと思つております。

○森本委員 郵政当局としても、これは利用者の便を考へると同時に、やはりいまのやり方について、ある程度實際問題としてやり方を変えていかなければならぬ点があると思ひます。たとえば銀行出張所に比べまして、郵便局はあるけれども、その口座所管が貯金局だけである。それに対してもっと早い方法はないものかといひう点については、郵政省自体もひとつ十分に研究をして、電電公社と話し合ひに依つてもらいたい、こ

う思ふわけでありまして、同じくNHKの問題も、これはNHKの予算のときに出てまいりますが、郵政省としてはまず一番關係の深い電電公社、さらにNHKの料金、そういう問題については極力これを利用してもらひ、そういう方向に話を持つていくといひうことを考へてもらいたいと思ひわけでありまして、最後にそのことを聞いておきたいと思ひます。

○長田政府委員 相当長い歴史を持ちます郵便振替制度がなかなか大衆から利用されておらないといひうために、改善をしたいといひう気持ちは十二分にございまして、なかなか所期の目的が達成されないうで、今回やつとこのような改正案を提案したわけでございます。私もいろいろ検討いたして

みますと、この制度があるということが一般国民にあまり知られておらない面が、公社との関係等を調整する場合にもひとつの問題になっているんじゃないかというふうにも感ぜられますので、ただいまも森本委員の仰せられたとおり、郵政省としてもこの制度の具体的ないろいろな取り扱い方、また大衆から利用してもらう際の利便をいかにして供与するかという点を一そう検討をいたしまして、それと同時に郵政省としても大いにPRをしてまいりたい、またこれを利用していただき、ただいま公社のお話も出ましたけれども、その点は局の注意書きに並べて、郵便振替口座でも利用できるんですよということくらいはやってもらえようかなというふうなことでありますので、今後事務局を督励いたしまして、この法律の趣旨がほんとうに国民のために生かされるようにしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○森本委員 大体けっこうであります、ただ政務次官は一つだけちょっと誤解をしておりますので、申し上げておきますが、実はこの振替貯金は長い歴史を持っておりまして、いま問題にいたしておりますこの定期継続振替というのはまだ半年の歴史しかないわけでありまして、これは去年できたわけでありまして、去年でできるときに、私が実はこういう心配があるので、だいたいようぶかと、こう念を押したら、郵政大臣以下貯金局長がだいたいようぶでございますと、この法律が万場一致で通ったわけでありまして、ところがふたをあげてみると、全然この利用者がない、こういうことではいかぬということで今回十五円にした、ところが十五円にしてもなおかつ電電公社はまだだめだ、こう言っている。どこに一体陰路があるか、そういうふうな問題について十分に検討しながら、この振替貯金の定期継続振替というものをせつかくこしらえた以上は、これが利用できるように今後十分に検討と研究を加えてもらいたい、こういうことでございまして、ひとつ誤解のないようにお願いをしておきたい。

いと思ひますことは、先ほど来聞いておりますと、まだ一冊につき四十円、五十円、五十円というふうな用紙の代金が今回無料になるわけでありますが、これについても一体今後どういうふうにするかということが明らかになっておりません。こういう問題についても、本来ならば法案を提案するときに、今後こういう問題についてはどういうふうな処理をいたしますかということが明確になつておつてしかるべきであります。だからそういう点については、今後は十分にひとつずつのことのないように、法案を提案する以上は、あらゆる問題についてすべて検討に検討を重ねて、いつでも回答ができる、また処理ができる、こういう態勢が望ましい、こう思ふわけでありまして。さらに先ほど来五十円の小切手用紙の問題についても、そういうふうな法律でまわっていることを、いわゆる約束ごとできめてしまふというふうなやり方についても、非常に疑問があるわけでありまして、そういう点についても今後ひとつ貯金局内においても十分に勉強してもらいたい。でなければこれは局長も課長も要りませんよ。上のほうを首にして、下から現場の課長補佐以下係長などを順番に局長、課長に上げたほうが仕事がスムーズにいきやすいということも考えられるわけでありまして、こういう点は不勉強であると言つても差しつかえない。ひとつつこういふ点については今後十分勉強していただいて、法律案を提案する以上は、その法律案に関する限りについては、すべての確に答えができるようにしてもらいたい、それから、この用紙の無料についても、今後どのようにするかという問題についても、至急きめていただきたい、こう思ふわけでありまして。

それから、ここで一番問題になっておりますのは、何といたしましてもこれは大臣、政務次官の問題であります、この間も質問がありましたように、世界各國とも振替郵便貯金というものは料金収入によつてまかなっているものではございません。本来これは運用収入によつてまかなつていける。だから電電公社の料金についても、銀行が奪

い合ひしてこれを受けているということは、その受けている資金を運用することによつて銀行が相当もろかるからである。そのもうけによつて運用していくというところに一つのうまみがある。ところが、振替郵便貯金についてはその運用収入のうまみというものはほとんどない。今後やはりこの運用収入の増加ということについて考えていかなければ、郵便振替貯金というものについてはじり貧になつていくということが明らかであります。これは明らかに政治問題でありますので、ひとつ政務次官に、この問題についての決意を私はずい聞いておきたい、こう思ふわけでありまして。

今回の改正にあつては、この振替郵便貯金の利子を全廃をして料金を安くしておりますけれども、銀行に負けないということを考えるとすれば、本来ならばこれはもう利子を全廃をすると同時に料金も無料にして運用収入を上げるというのが郵便振替貯金の発展になるわけでありまして。それが本来の郵便振替貯金の行き方でありまして、それがしかし、現在の政府内部におきまして、郵政省あるいは大蔵省との折衝においてそういうことが困難であつたかもしれないけれども、将来において、郵便振替貯金というものが今回は郵便振替ということになるわけでありまして、それが国民に愛され、国民に利用され、隆々として発展をしていくという道は、料金収入よりも運用収入をふやして、運用収入によつてこの郵便振替というものが経営されていく、こういう方向になつて初めてこの郵便振替が生きてくるのではないか。こういう点についてもひとつ大臣としての政務次官のお答えを願つておきたい、こう思ふわけでは

○龜岡政府委員 森本委員のおっしゃるとおりでございます。その前提として、やはり日本の場合には、先ほど申し上げましたように、ヨーロッパ諸國に比べてまして利用者が非常に少ないわけでございます。したがって、この利用者が多くなるようなサービスの向上、そういう面にも大いに努力をするかたわら、ただいま申されたような振替によるこの資金の運用というものを

効率的にする方策につきましては、郵政当局としても今後慎重に検討してまいりたいと思ふ次第でございます。

○内藤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

昭和四十一年三月十四日印刷

昭和四十一年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局